

今後の社会内処遇の在り方に関する検討会 報告書概要

令和4年6月
法務省保護局

諮問第103号に対する法制審議会答申（抄）

- 特別遵守事項の類型に、専門的援助(※)を受けることを加える
- 更生緊急保護の対象拡大のほか、勾留中の被疑者に対する生活環境の調整、満期釈放者等への援助や関係機関等に対する専門的知識に基づく助言等を行うことができるようにする
- 保護観察付執行猶予中に再犯をした場合であっても再度の執行猶予を可能とする

※ 更生保護事業を営む者その他適当な者が行う特定の犯罪的傾向を改善するための専門的な援助であって法務大臣が定める基準に適合するもの

検討会の目的

上記答申に対応する法整備がなされた後の実務の運用の在り方について具体的な検討を行うため、専門家から意見を聴取することを目的として開催。
(令和3年12月～本年3月にかけて計4回)

- 構成員（敬称略、五十音順）
稲葉 保（全国更生保護法人連盟事務局長）
嶋田 洋徳（早稲田大学人間科学学術院教授）
田島佳代子（東北地方更生保護委員会事務局長）
宮永 耕（東海大学教育開発研究センター准教授、
認定NPO法人横浜マック理事長）
森久 智江（立命館大学法学部教授）

検討内容（要旨）～以下の3つの論点について制度運用の在り方等を検討

① 保護観察処遇における専門的援助の活用の在り方

- 保護観察所は、個人情報取扱いに留意しつつ、専門的援助の実施主体と協働して、保護観察対象者の更生を支える体制を作ること
- 専門的援助の実施主体には、保護観察への協力を求めつつも、その実施主体の活動の目的や理念等を尊重するように最大限配慮すること

② 満期釈放者等に対する保護観察所による新たな支援の在り方

- 刑執行終了者等のうち、継続的な支援が必要となる者を的確に把握するとともに、対象者自らが問題解決への動機付けを高めていけるような取組を検討すること
- 保護観察所の支援の拡大に当たっては、保護観察所が、地域でのネットワークを強化し、関係機関との役割分担を明確化すること

③ 再度の保護観察付執行猶予者に対する保護観察処遇の在り方

- 少年鑑別所の専門的知見・技術も活用しつつ、精度の高いアセスメントを実施し、再犯に至った要因のほか、初度目の保護観察処遇の内容が再保護観察付執行猶予者の状況に合致していたか等を分析・検証し、その結果に基づいた処遇方針を立てること
- 再保護観察付執行猶予者の状況に適した多様な処遇の選択ができるようにしていくこと